

令和5年度

## 学校いじめ防止基本方針

川崎市立長沢中学校

令和5年度 川崎市立長沢中学校 学校経営計画

一人ひとりの子どもを大切に  
する学校

**学校教育目標**  
 1. 自分を見つめよう  
 2. 心身を鍛えよう  
 3. 規律を守って、責任を果たそう  
 4. 創造的な精神をみがこう

安全・安心な  
学校

**めざす生徒像**  
 自分を大切にし、他者を思いやり共生しながら自分らしい生き方を実現する生徒



**めざす教職員像**  
 授業力の向上を探究し、生徒に深い愛情を持ち、粘り強く接し、協働して日々の教育活動に努める教職員

**学校経営の基本的な考え方**  
 生徒・保護者・地域との信頼関係のもと、主体的に学び、判断できる生徒を育成する教育の推進

<p>中間経営目標</p>	<p><b>確かな学力が身につく学習活動の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学習内容の定着を図り、生徒一人ひとりに確かな学力を身につけさせる。</li> <li>○楽しくわかりやすい授業の工夫に努める。</li> <li>○生徒の創造性と表現力の育成に努める。</li> </ul>	<p><b>安全で安心できる学校づくりの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○全ての生徒が、心身共に健康で、安心して生活できる教育環境づくりを推進する。</li> <li>○一人ひとりを大切にする支援教育を推進する。</li> </ul>	<p><b>豊かな心づくりの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○互いを認め、思いやる心を育む。</li> <li>○いじめや、暴力をしない、命、こころの教育を推進する。</li> <li>○読書体験の充実</li> <li>○市制100周年記念事業に向けた組織づくり</li> </ul>	<p><b>地域・保護者との連携推進学習環境の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者や地域の方と協働して「地域とともにある学校づくり」を進める。</li> <li>○児童生徒理解を目的とした小・中学校連携を推進する。</li> <li>○居心地のよい学習環境の整備を推進する</li> </ul>
<p>経営目標の重点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学習規律の確立</li> <li>○キャリア発達を支える基礎・基本の定着</li> <li>○授業力向上</li> <li>○楽しくてわかりやすいGIGA 端末活用ステップ3</li> <li>○学習指導要領の趣旨に則ったより信頼性のある指導と評価</li> <li>○学習支援の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人・保護者の思いに寄り添った教育相談の充実</li> <li>○生徒、保護者と信頼関係の構築。</li> <li>○生徒一人ひとりの安心した居場所となる学級経営の推進</li> <li>○多様なニーズに応じた支援教育のさらなる充実</li> <li>○防災・安全教育の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○共生*共育の推進と充実</li> <li>○3年間を見通した系統的なキャリア在り方生き方教育の推進</li> <li>○人権尊重教育の推進</li> <li>○教科としての道徳授業の充実</li> <li>○いじめや暴力をしない、ソナー力の向上。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域・保護者と共に取り組む教育活動の展開</li> <li>○小・中連携事の推進とその充実</li> <li>○経年劣化等による不具合の早期改善</li> <li>○PTAとのより良い関係づくり。</li> </ul>
<p>具体的な取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発表・聞く態度・意見交換などのルールを徹底し、集中できる環境づくりを進める。</li> <li>○キャリア教育の視点から指導内容及び評価の点検を行う。</li> <li>○一人一台端末の効果的な活用と、楽しくわかりやすい授業づくりの推進</li> <li>○日常の学習支援の定着・テスト前・夏季休業中</li> <li>○学習指導要領の趣旨に則り、信頼性のある指導と評価につなげる。</li> <li>★『主体的に学習に取り組む態度』の教科の妥当性・信頼性を高めるための研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日常的に相談しやすい関係づくりに努めるとともに、教育相談の充実を図る。(年度初めの担任との相談)</li> <li>○一人ひとりの個性を生かし学級内での役割や所属感がもてる生徒を育成する。</li> <li>○楽しく安心できる学級づくりを通して協調性を培う</li> <li>○不登校、発達障害等の教育的ニーズに対応する校内支援体制の構築(学習室等)</li> <li>○避難訓練を通して自分を守る術を習得し的確な判断ができる安全教育を推進する。</li> <li>○予測不能な状況でも適切な判断ができるよう正確な情報提供と支援に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道徳の研究・実践を通して豊かな心の育成を図ると共にいじめのない命を大切にすることを養う。</li> <li>○生徒の思いに寄り添える教職員集団の構築</li> <li>○自己肯定感を高め、自分に自信を持つことで「生きる力」を養う。</li> <li>○共生*共育の研究と推進を通して生徒の変容を的確に捉え指導を修正していく手法の確立を図る</li> <li>○教職員があいさつ、丁寧な言葉遣いの手本となり、思いやりの心の育成を図る</li> <li>○学級文庫設置と朝読書の実施</li> <li>○花苗づくりの試験栽培</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ホームページ、ミマモルメ、学校・学年・学級便り等による積極的な情報発信を行う。</li> <li>○児童生徒の交流を通じて、小中連携事業の見直しを図る。</li> <li>○保護者・地域との連携の継続(地域教育会議・学校教育推進会議等)</li> <li>○地域からの問い合わせ苦情等への迅速な対応。</li> <li>○PTA活動を支援、感謝の気持ちをもって協働する。</li> </ul>

## 2 「学校いじめ防止基本方針」 策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするのではなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

## 3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含みます。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

## 4 学校が実施する取組

### (1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

#### ① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくり、インターネット上のいじめ防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

#### ② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

#### ③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にするすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

#### ④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

## (2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

### ① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

### ② 相談体制の整備をします

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

### ③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

## (3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

## (4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知して、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者の対応についても誠意を尽くして、問題解決のために信頼関係と協力体制を確立します。

### ① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いに関わる情報があったときには、管理職、及び生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

### ② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができていない教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

### ③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聴き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないうことだと教え、同じことを繰り返さないように伝えます。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対しての心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。

●いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

#### ④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

#### ⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解決するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

## 5 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

次に該当する場合を重大事態といたします。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続で欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査を行います。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

### (2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

## 6 令和5年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

〈主任会〉

校長、教頭、総括教諭、教務主任、学年主任、生徒指導担当、支援教育コーディネーター  
養護教諭、特別支援学級主任

〈その他〉

人権尊重教育担当、部活動顧問長、道徳教育推進担当、特別活動担当  
スクールカウンセラー（小・高は要請による派遣）、  
スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

### 【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・（生徒指導担当）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（人権尊重教育担当）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教務主任）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道徳教育推進担当）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（主任会）

### 【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当）
  - 1年・・・・・・・・・・・・・・・・（1学年主任）
  - 2年・・・・・・・・・・・・・・・・（2学年主任）
  - 3年・・・・・・・・・・・・・・・・（3学年主任）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（スクールカウンセラー）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（養護教諭）

### 【生徒・保護者・地域との連携】

- ・生徒会本部・規律委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（特別活動指導部）
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教務主任）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教頭）

### 【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当）
- ・こども家庭センター（児童相談所）との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当）

7 令和5年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童生徒指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針・重点目標の確認</li> <li>・構成員の確認・役割分担</li> <li>・年間指導計画確認</li> <li>・かわさき共生*共育プログラムの取組について</li> <li>・SCの教室巡回</li> <li>・教育相談の実施</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・いじめ防止標語の募集(生徒会本部)・ポスター制作</li> <li>・第1回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施</li> <li>・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法についての研修</li> </ul>
6	<p>【児童生徒指導点検強化月間】の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(具体的な内容→年間3回の教育相談・主任会での情報交換)</li> <li>・朝会にて校長・生徒指導担当から講話</li> <li>・第1回学校生活アンケートの実施・教育相談の実施</li> <li>・携帯電話・スマートフォン教室実施</li> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談を受けての対応について</li> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・夏休み期間中の対応確認</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・かわさき共生*共育プログラム研修会の実施</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・第2回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施</li> <li>・文化祭での生徒会本部による啓発活動</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・第2回学校生活アンケート実施</li> <li>・学校生活アンケート集計について→学校生活アンケート結果を受けての対応について</li> <li>・教育相談の実施 ・規律委員による挨拶運動</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝会にて校長・生徒指導担当から講話</li> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・道徳の授業にて人権教育とつなげながら指導</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> </ul>
2	<p>【学校体制振り返り月間】の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・今年度の反省→学校評価への反映</li> <li>・性教育の講演会の実施</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・来年度に向けての基本方針の見直し</li> </ul>

## 8 本校のいじめ防止に向けた取組

### 生徒の自主的な取組

#### [主体的な企画・運営]

- ・生徒集会において、生徒会本部役員や各種委員会の担当からの投げかけ
- ・自主的なあいさつ運動や始業準備や決まり遵守の声かけ
- ・学年集会でのリーダーを中心とした、生活の見直しと啓発活動

#### [交流活動の活性化]

- ・体育祭色別縦割りの交流とホート級による交流学級での活動
- ・茶道部、吹奏楽部による高齢者食事会（ながら会）の交流活動
- ・委員会活動（イングリッシュガーデン花植え運動、声かけ運動）
- ・小中高連携活動（たぬきフェスティバルでの交流）
- ・町内会・子ども会など地域行事での交流活動

#### [啓発活動]

- ・いじめ防止ポスターの作成、いじめ撲滅のキャンペーンの実施
- ・文化祭での生徒会本部によるいじめ撲滅についての発表
- ・年間テーマの設定、掲示
- ・学校だより、学年便り、学級だよりによる投げかけ

### 保護者の取組（PTA 活動）

- ・広報誌での呼びかけ
- ・学区の見回り活動、調査
- ・地域安全マップの作成

### 地域住民の取組

- ・自治会等による見守り活動
- ・課題発見への早急な対応と学校への通報の協力